令和５年５月２日

保護者　様

県立佐渡中等教育学校長
白藤　恵一

新型コロナウィルス感染症の対応について（連絡）

日ごろより、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の５類感染症に移行することとなり、文部科学省は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和５年４月28 日付け５文科初第345 号）、「５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和５年４月28 日付け５文科初第347 号）を、都道府県教育委員会に通知し、あわせて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。

これを受け、県教育委員会は、県立学校に対して、「５月８日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」（令和５年５月１日付け教保105号）を通知しました。

つきましては、本校では、通知等を踏まえ、下記のとおり対応しますので、これまで同様、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

なお、御不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

（基本的な考え方）

本校の教育活動における新型コロナウィルス感染症に係る対応は、国及び県の通知等を踏まえ、以下のとおりとします。

・従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続すること
・感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じること
・学校行事や部活動等は、関係団体等の方針も踏まえ、適切に対応すること

１　新型コロナウイルス感染症対策について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf）に基づき対応します。

（主なもの）

・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
・適切な換気の確保
・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
・マスクの着用は、個人の判断とすること、ただし、職場体験等、相手方の要請を踏まえ、マスクの着用を促す場合があること

・地域や学校において感染が流行している場合などには、県などの指導に基づき、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える指導を行うことや生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する場合があること

2 新型コロナウィルス感染症に係る出席停止の措置

（1）出席停止の期間

・新型コロナウィルス感染症については、「発症した日を０日とし、５日を経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで」を基準とします。なお、無症状の感染者については、検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とします。

・出席停止期間中は、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じ、授業のオンライン配信などを実施します。

(参考)

インフルエンザの出席停止期間は、発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまでが基準です。

（2）取扱いに関する留意事項

・療養期間を経て登校するにあたり、本校では、登校許可書等の記入を医療機関に求めません。保護者が記入する「報告書」により、状況を把握しますので、その際には、担当までお問い合わせください。

・濃厚接触者としての特定は行われないこととなったため、感染が確認されていない場合、直ちに出席停止の対象とはしません。

・合理的な理由により、感染不安で休ませたい場合、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うこともあります。

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにしてください。

３　新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの臨時休業基準

校内で感染が広っている可能性が考えられる場合には 、当該感染者を出席停止等とするとともに、県教育委員会や学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討します。

・欠席率10%、罹患率30%を目途として判断します。

・臨時休業の期間は、最短３日間（土日祝日も含まれる）とします。

（担当）
・教頭　中澤健太　加藤一巳
・電話　0259-27-3531